

1. |設問1|

2. 1. B県知事が本件要綱を許可要件の一部として本件認可を下す
3. ことは否乎か。まず、本件認可の際に、本件要綱を許可要件の一部
4. とすることが裁量の範囲内といえるかが問題となる。

5. ます、本件要綱は本件認可をする上での審査基準として、
6. 裁量基準にカ性格を有するかをみる。

7. 2. 本件の場合、本件認可は採石法(以下「法」という)33条を根
8. 拠に行われるものである。これ、同法33条の4には、「…公共の
9. 福祉に反する^と認めらるる^は、同条の認可をしてはならない」とあり
10. まし、33条の7に於ては、認可に係る事項について必ず最小限度
11. の義務を課すことと認めらる。そうだとすれば、法は本件認可の
12. 審査基準の設定を各自治体ごとに委任しているといえる。また、
13. 本件認可については、認可を下す相手方の企業規模や、その地域
14. で生ずる採石による危険性などを個別具体的に考慮する必
15. 要性もあることから、採石が行われる都道府県の知事に、その判断
16. を委ねるべき事項とも言える。

17. したがって、B県知事には本件要綱を設定する裁量を有する。

18. 3. これでは、当該裁量をもとに定められる基準は合理性を
19. 有するか。合理性を有する場合、審査基準の一部となる。

20. 本件要綱7条¹項は、採取計画に定められる跡地防災措置
21. を施すにつき、C組合を保証人に立てなければならぬといふ。
22. これは、跡地防災措置が^用多額の費用を必要とし、確実に
23. 行われぬおそれがあるに起因する。また、B県

第
問

（第 問）

1. においては、跡地防災措置が適切にはなされていない例がこれ
2. まじりに多く、跡地防災措置を確実に履行させるために、地
3. 元のC組合による保証を要すると定めていた。この防災措置
4. においては、適切に施されなければ、周辺の住民等の生命・
5. 身体・財産などに重大な損害が生ずる危険性があるため、
6. 履行を徹底する必要性がある。

7. したがって、本件条約7条1項を定めることにつき、合理性が
8. 認められるといえる。ゆえに、B県知事が定める裁量基準
9. については、本件認可に係る審査基準の一部にはなるといえる。

10. 4. また、都道府県知事は、自己の地方公共団体の実情に
11. 応じた個別・具体的に判断が求められることが存在する。
12. そこで、上記実情を無視し、当該裁量基準を機械的に
13. 適用して、不合理な結果をもたらす場合においては、その
14. 裁量の逸脱・濫用があると主張とはいえない。

15. 本件では、Aは資本金の額や事業規模が大きく、経営
16. 状況の良好な会社であるため、跡地防災措置を實現できる
17. だけの資金を確保しているものとして、保証を受ける必要が
18. ないようにも思える。

19. しかし、B県が採石業者に対し保証を受けるように義務を
20. 課しているのは、これまでにB県では跡地防災措置が適切
21. にはなされていなかったことに由来している。したがって、跡地防
22. 災措置の實現を徹底することに主眼があり、事業者ご
23. との規模による異なる取扱いまでは求められてはいない

1
2
3
4
うべきであらう。また、Aのようは事業者の出現があいつても、同
防災措置が結果として行われるか、化場合には、本件事柄の
意義が失われてしまふ。

5
6
よって、B県知事が資金力のあつたAにも、本件事柄により
義務を課したことは適法である。

7
[設問2]

8
9
B県知事は、以下を根拠として、Aに対し本件認可の取消しを
する事が考えられる。

10
1. 33条の7

11
12
13
14
15
まず、同条に於ては、本件認可の際には、条件を付すことが
できることである。これは本件認可による法的効果の発生を制限
するために付されるものである。〔附款〕としての性格を有する。
そして、この条件については、認可を受けらるる者には法的に義務を
課するものである。

16
17
18
また、本件における跡地防災保証については、法令上、
採取計画に定める事項として定められている。そのため、B県が
事実上課した義務と解される。

19
20
したがって、保証人を立てる義務は、本条のいう「条件」に
は当たらない。ゆえに、同条に反するとは言えない。

21
2. 33条の12

22
23
次に、33条の12に反した場合も取消しは可能である。しかし、
同条は、43条にあるように罰則が規定されている。このこと
については、罪刑法定主義（憲法31条）の観点から、33条の12は

（ 第 問 ）

1 の「違反したとき」が明確であることを要する。
2
3 そうしたときは、本件保証は、B県が自己の責務に基づき課
4 したものであるため、保証違反については、「違反したとき」には
5 当たらないというべきである。

6 更に、同条4号の「不正の手段により」とあるが、これは本来は
7 本件認可を受けることができず者が欺罔はどの手段を用いる
8 ことをいうと解する。そうすると、本件では、Aは最初、C組合
9 と保証契約を結んだことから、欺罔はどの手段を用いて
10 いたとは言えない。

11 したがって、同条には、この本件認可の取消しはできない。

12 3. 33条の13

13 ~~これは~~ これは、33条の13に基づき、B県知事は、「災害の
14 防止のため緊急の必要があるとき認められるとき」として、本件
15 認可の取消しができるか。

16 上記の「緊急の必要があるとき認められるとき」とについては、
17 災害発生の危険性が現存し、又は切迫していることを要すると
18 解する。

19 本件では、防災措置を施さないと必ず採石による災害が
20 発生するものではない。そのため、この防災措置を徹底させる
21 保証契約の締結がされなかったことについては、「緊急の必要がある
22 とき認められるとき」には当たらない。

23 したがって、同条違反を理由とすることもできない。

4. ~~職権取消~~ 本件認可の撤回

（第 問）

さいに、B県知事は、法の根拠によらず本件認可を職権により取消すことが考えられる。この取消しについては、本件認可が下された後の後発的事由により、本件認可が不相当となったことから、講学上の撤回に当たる。

当該撤回においては、^{原理}法治主義の徹底により、法の根拠によらずして行えるものである。もっとも、授益的処分の撤回については、その受益者が被る不利益に鑑みて、取り消すことと得られる公益が、その個人が被る不利益を上回る必要があるものと解する。

これを本件についてみると、Aは本件認可を受けた後、自己の恣意的な判断のもと本件保証契約の解除に至っている。これは上記で述べたように、他の事業者との足並みをそろえるためにも、Aだけによる勝手な濫脱は認められないといえる。さらに、防災措置が行われることにより、住民等が生命・身体・財産の保障を確保できる公益は大きいものといえる。

よって、本件では公益が上回ることで、B県知事は本件認可の撤回をやることができる。

[設問3]

1. Dは、B県を被告として、本件認可の撤回の義務付け訴訟（行訴法3条6項1号）を提起することが考えられる。
2. まず、「一定の処分」（37条の2第1項）とは、裁判所が判断可能な程度に特定されていることをいう。

本件では、B県が1533条を根拠にした本件認可の撤回

をすればよいことから、その対象が判断可能な程度に特定され
ていて、「一定の範囲」にあたる。

3. また、「重大な損害を生ずるおそれ」があるかについては、
同条2項において判断する。

本件では、防災措置が施されずに土砂などがくずれ、近隣
住民などに被害が生じてからでは、その損害は莫大なものであ
り、回復も容易ではない。

したがって、「重大な損害を生ずるおそれ」があると言える。

4. それで、本件の場合、採石法などには被害を受ける者の個別
的な救済方法が規定されておらず、「他に相当な方法がない
と言える。

5. それでは、Dに原告資格(37条の2第4項、9条2項)は認
められるか。Dは本件認可に係る直接の名義人ではない。

もっとも、当該処分がされたことにより、自己の権利若しくは、
法律上の利益が侵害され、又は必然的に侵害される
おそれがある者については、「法律上の利益を有する者」に
当たる。そして、当該根拠法規が、不特定多数者の具体
的利益を一般的公益の中へ吸収解消させるに比べて、
これが帰属する個々の人の個別的利益としてを保護する趣
旨で解される場合においては、当該個別的利益も法律上
の利益に当たる。

また、法1条は岩井岩石の採取に伴う災害を防止し、
公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。そして、

（
第
問
）

1 33条の2によれば、採取に係る計画を詳細に定めることを求め
2 ている。また、33条の4を踏まえれば、他人に危害を加えはるため
3 の条件を付すことができることから、採石により発生する危険事
4 により身体・生命・財産を守る利益を一般的公益として保護し
5 ているといえる。

6
7 上記、Dの掲げる利益は、自身の所有する森林を害され
8 ないという財産を保全する利益である。この利益は、採石による
9 土砂くずれが起きた際には、その採石現場に近ければ
10 近いほど被害は甚大なものとなる。また、その被害の回復
11 をかなり困難なものである。

12 そうにとすれば、法は、上記利益を個人的利益として、これを
13 保護しているといえる。

14 上記、本件においてこれをみるに、Dは本件採取場から下方
15 にわずか10メートル離れたところに森林を有しているため、
16 採取に伴う工研砂災害が発生した際には、その被害を
17 受ける距離に自己の財産を有しているといえる。

18 よって、Dには原告資格が認められる。

19 6. 以上より、Dの上記訴えの訴訟要件は満たされる。

以上